

福井城坤櫓等復元 PR 業務仕様書

1 目的

本業務は、福井城坤櫓等復元に向けた機運醸成につなげるため、県内外から訪れた観光客等が福井城址に親しみ、愛着を持つことを目的として、坤櫓をはじめとした坤櫓等復元に係る PR を行うものである。

2 業務名称

福井城坤櫓等復元 PR 業務

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の詳細

(1) 坤櫓 PR ブースの設置

福井城址周辺で開催されるもしくは県内で開催される坤櫓等復元の機運醸成につながるイベント等において、坤櫓復元の工事内容や坤櫓建築後の将来図、本事業への寄付等を PR するブースを設置する。

① 設営

- ・ブース設置に必要なテント、備品等を用意し、御本城橋と御廊下橋付近など、福井城址内で人の往来が期待できる場所に設置すること。
- ・テントは2.5m×2.5m程度のタープテントを基本とし、重りなどで地面に固定し、風などで飛散しないよう措置を講じること。
- ・坤櫓等復元の機運醸成につながるイベントの開催場所が福井城址周辺で開催されない場合、当該イベントに出展し、イベントの仕様に応じたブースを設置する。なお、出展料等の追加費用を要する場合は県が費用を負担する。
- ・ブースは雨や風等を防ぎ、来場者等のおもてなしをするための装飾を施すこと。装飾方法については提案を行うこと。
- ・その他、ブース設置に必要な物品等を用意すること。

② 運営

- ・ブースの開設時間に、坤櫓PRの補助や来場者の誘導等を行うアテンダントを常時1名以上配置すること。なお、ブース出展時は県担当者を1名配置するため、県担当者と協力して運営すること。
- ・荒天時は県と協議のうえ、必要に応じてブースの中止等の対応を行うこと。

③ 出展イベント（想定）

- ・以下の場所で開催されるイベントにおいて、ブースを設置する。なお、具体的な出展イベントについては、県と協議のうえ決定すること。

福井中央公園実施イベント 2回

福井城址公園実施イベント 1回

越前若狭お城フェス 1回

(2) 「福井城」ロゴデザイン作成

坤櫓をはじめとした福井城坤櫓等を PR するにあたって、「福井城」の文字を使用し、県民や観光客の目を引くロゴデザインを作成する。

①基本コンセプト

- ・ 坤櫓等を PR するにふさわしい、力強いデザインとすること。
- ・ 縦書きと横書きの2種類のデザインを作成すること。
- ・ 「福井城」の文字を使用し、毛筆体を用いること。
- ・ 幅広い年代の県民、観光客等の目に触れるため、可読性を担保すること。
- ・ 具体的なデザイン案やアピールポイント等については提案を行うこと。

②使用用途

- ・ PR チラシ等に図として挿入するほか、御城印など各種 PR グッズに用いる。

③納品方法

- ・ 作成したロゴデザインについては、電子媒体（PNGデータ等の画像データ）で納入すること。

(3) 「福井城」に関する記念品の製作

福井坤櫓等の PR に加えて、復元に賛同いただける方より募金を集めるにあたって、寄付者に贈呈するグッズ等を製作する。記念品の製作においては、募金の返礼として贈呈することを考慮し、お城や歴史好きの層をターゲットとした記念品とすること。記念品の詳細は以下のとおりとする。

①御城印（紙）

- ・ 令和7年度までに県が製作した御城印を除いて新たに2つのデザインを作成し、印刷すること。
- ・ いずれのデザインにも「福井城櫓等復元募金記念」の文字を印字すること。
- ・ 2つのデザインのうち、1つは10月に着手予定の坤櫓建築工事を記念したデザインとするため、「令和8年度坤櫓建築工事着手記念」の文字を印字すること。
- ・ そのほか具体的なデザイン案については提案を行うこと。

②御城印（木製もしくは笏谷石を使用したもの）

- ・ 木製の場合は、県が指定する木材（サクラ・マツ）を使用し、御城印を作成すること。使用する木材については、福井県庁内の工事ヤードにおいて保管しており、丸太の状態を引き渡しを行うため、運搬や製材費用も本事業費の範囲内で負担すること。なお、丸太の引き渡しは令和8年6月以降とする。
- ・ 壊れにくい（破れにくい）規格とすること。
- ・ 「福井城櫓等復元募金記念」の文字を印字すること。
- ・ そのほか具体的なデザイン案については提案を行うこと。

③木製記念品

- ・ 御城印を除き、上記の木材を使用した記念品を作成すること。
- ・ 使用する木材については、上記（3）②と同様とする。
- ・ 具体的な記念品の内容等については提案を行うこと。

④その他記念品

- ・上記を除く記念品を少なくとも1種類以上作成すること。
- ・具体的な記念品の内容については提案を行うこと。

⑤納品方法

- ・成果物は以下の場所に納品すること。
福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課
(福井市大手3丁目17-1 福井県庁4階)
- ・各記念品の数量については以下のとおりとする。

記念品名称	数量(個)
御城印(紙)	300
御城印(紙・建築工事着手記念)	300
御城印(木製もしくは笏谷石使用)	200
木製記念品	100
その他記念品	100

(4) Instagram等による広報の実施

①基本投稿

- ・月に1回程度、坤櫓の復元をはじめとした城郭施設に関する投稿を行うこと。
- ・投稿内容は県と協議のうえ決定すること。
- ・お城や歴史好きの層をターゲットとすることを考慮し、投稿するアカウント案の提案を行うこと。

②SNS 広告の実施

- ・坤櫓の建築工事着手、記念品のリリースなど、多くの方にリーチしやすい内容を選定し、年に3回程度 SNS 広告を実施すること。
- ・広告の実施にあたっては、福井県交通まちづくり課 Instagram アカウント(【公式】福井城 | Fukui Castle (@fukui_castle)) を活用すること。
- ・1回あたりの広告費用は3万円～5万円程度とすること。
- ・各広告の終了後、1か月以内に成果をとりまとめのうえ、県に報告すること。
- ・広告の対象となる具体的な投稿については、県と協議のうえ決定すること。

③その他

- ・①②のほか、お城や歴史好きの層が福井城に興味を持ち、福井県交通まちづくり課 Instagram アカウントのフォローや投稿のインプレッション数が増加する企画を提案すること。

5 実績報告について

- ・委託事業の完了後は速やかに実績報告書を提出すること。
- ・県担当者から業務に係る問い合わせや依頼があった場合には、速やかに対応すること。

6 著作権等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 県は、成果物が著作物に該当するかどうかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、県が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、また、委託契約書第15条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

7 その他

- (1) 県は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、委託契約書第7条の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- (3) 県は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補または損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- (4) 第1項の規定は、成果物の瑕疵が発注者の指示または貸与品の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (5) 受注者は、関係法令等に適合するよう関係機関と協議し、その指示に従うものとする。
- (6) 受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。